

牧之原市新婚さん住む住む助成制度

牧之原市結婚新生活支援助成金

市内のアパートなどにお住まいになる
新婚のご夫婦の、住居に係る
初期費用や家賃などを助成します。



(所得 400 万円未満の方が対象)

○ 対象世帯

令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に
婚姻届を提出し、受理されたご夫婦。

○ 条 件

- 1 婚姻日において夫婦ともに39歳以下である世帯。
- 2 夫婦の年間所得※の合計が400万円未満であること。
ただし、申請時に就職していない方については、所得なしとして算出する。※年収や総支給額とは異なります。詳しくは、お問い合わせください。
- 3 令和4年1月1日以降、夫婦のいずれかが契約した住居の購入、賃貸、リフォームなどの費用であること。
- 4 令和4年1月1日以降、居住する住居への引っ越しであること。
- 5 対象となる住居が牧之原市内にあり、夫婦の双方または一方の住所が当該住居にあること。
- 6 5年以上市内に定住する意思があること。
- 7 牧之原市の市税などに滞納がないこと。
- 8 しあわせ新婚さん家賃助成金または子育て家族定住奨励金など、他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと。

○ 助成金額 ※年度内に上限額に満たない場合は翌年度に差額分を申請可(令和3年度申請者から対象)

住居費と引越費用の合計額を対象に、以下の年齢区分により助成。

夫婦の年齢がともに29歳以下：60万円を上限に助成

夫婦の年齢がともに39歳以下：30万円を上限に助成

※住居費……結婚に伴い物件を購入、賃借する際に要した費用(物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は住宅手当の額を除く。

※引越費用…引越業者または運送業者への支払いその他の引越しに係る実費をいう。(レンタカー代や謝礼などは対象外)

※リフォーム費用…住宅の機能の維持又は向上のために行う工事。外構は含まない。

○ 申請方法

令和5年3月31日までに、交付申請書に必要な書類を添えて、牧之原市役所都市住宅課へ提出してください。

